

2026年6月18日

各 位

会社名 クラシル株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀江裕介
(コード番号：299A 東証グロース市場)
問合わせ先 取締役 CFO 戸田翔太
TEL. 03-6420-3878

第13回定時株主総会招集ご通知の正誤表

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第13回定時株主総会招集ご通知」につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

訂正箇所を下線を付しております。

なお、東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）の招集ご通知及びお手元に届く資料は、既に登録・印刷・発送済みであるため修正前の資料となりますが、当社ウェブサイトの招集ご通知につきましては、訂正後の電子データに差し替えをいたします。何卒ご了承ください。訂正後の招集ご通知のデータを本正誤表の別紙として添付いたします。

敬具

記

1. 訂正箇所

事業報告「2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）」 「(4) 大株主」25
ページ

2. 訂正内容

【訂正前】

野村 祐人

【訂正後】

鈴木 祐人

証券コード 299A
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日2026年6月1日)

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目1番1号
msb Tamachi
田町ステーションタワーN23階
クラシル株式会社
代表取締役社長 堀 江 裕 介

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第13回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://kurashiru.co.jp/ir/stock/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（299A）を入力・検索し、「基本
情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、
2026年6月22日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午後1時（受付開始 午後0時30分）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号

msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町

※より多くの株主の皆様にご出席いただけますよう、昨年の会場とは別の新会場にて開催することに決定いたしました。ご来場の際には、会場案内図をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第13期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額改定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、2026年6月22日（月曜日）午後6時までに行使してください。

(2) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月22日（月曜日）午後6時までには到着するようにご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取り扱いいたします。

(3) 複数回議決権を行使された場合

インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。またインターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ではございますが議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ご送付している書面は、電子提供措置事項（インターネットで掲示している「第13回定時株主総会招集ご通知」）から一部を抜き出した書面です。そのため、ページ番号、項番の一部が抜けておりますが、間違いではございません。ご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。



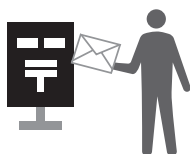
株主総会へのご出席

株主総会
日時

2026年6月23日（火曜日）
午後1時（受付 午後0時30分～）



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。



郵送

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後6時必着



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、折り返しご送付ください。

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書
株式会社 株主番号
議決権行使回数

ここに議案の
賛否をご記入下さい。

議案	第1号議案	第2号議案 (下の候補者を除く)	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案	第5号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否

※上記は議決権行使書のイメージとなります。

第1号・第4号・第5号議案

賛成の場合 ▶ 賛 に○印
反対の場合 ▶ 否 に○印

第2号・第3号議案

全員賛成の場合 ▶ 賛 に○印
全員反対の場合 ▶ 否 に○印
一部候補者に反対の場合
▶ 賛 に○印をし、反対する候補者番号を記入



インターネット

行使期限

2026年6月22日（月曜日）午後6時まで

パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

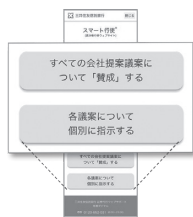
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

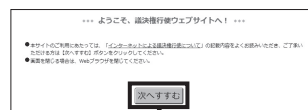
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

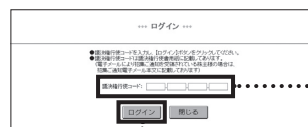
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



……………「次へすすむ」をクリック

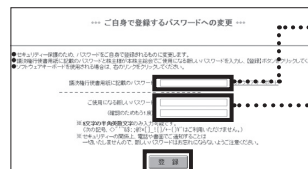
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



……………「議決権行使コード」を入力

……………「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



……………「パスワード」を入力

……………実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

……………「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、右記にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能の一層の強化及び意思決定の迅速化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を予定しております。

本議案は、当該移行に伴い、所要の定款変更を行うものであります。なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時にその効力が生ずるものといたします。

また、本議案の承認可決により、現任の監査役は本総会終結の時をもって任期満了となります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により取締役 (監査等委員であるものを除く。) の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) 第31条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法) 第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第34条～第40条 (条文省略)</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第43条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の構成) 第31条 <u>監査等委員会は、3名以上の監査等委員である取締役で組織し、その過半数は社外取締役とする。</u></p> <p>(監査等委員会の運営等) 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> 3 <u>前2項のほか、監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> 4 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第33条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第36条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

現任取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会が新たに設置されて監査等委員である取締役と、監査等委員でない取締役の選任がそれぞれ必要になります。つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員でない取締役候補者は、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会における答申を得て取締役会で決定したものであり、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力が生ずるものとします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1 (再任)	堀江裕介 (1992年6月3日生)	2014年4月 当社設立 代表取締役社長 CEO（現任）	7,268,600株
	【取締役候補者とした理由】 堀江裕介氏は、当社の事業領域に求められる職責を十分に果たしており、今後の当社の成長及び当社の企業理念の実現に向けて適任であることから、取締役選任をお願いするものであります。		
2 (再任)	戸田翔太 (1983年4月28日生)	2007年4月 株式会社三井住友銀行 入行 2011年7月 SMBC日興証券株式会社 出向 2015年7月 同社 転籍 2016年12月 SMBC Nikko Capital Markets Limited (英国ロンドン) 出向 2017年7月 同社 バイスプレジデント 2018年6月 シティグループ証券株式会社 入社 2020年1月 同社 バイスプレジデント 2021年8月 当社 入社 2021年12月 当社 取締役CFO（現任）	20,100株
	【取締役候補者とした理由】 戸田翔太氏は、当社の経理、財務、IR等の経営企画・経営管理業務全般を統括することで当社の企業価値の向上を実現しており、今後の当社の企業価値の継続的な向上のために適任であることから、取締役選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4 (再任)	よね や あき よし 米谷 昭良 (1975年1月28日生)	2013年4月 ヤフー株式会社 入社 2013年6月 株式会社カービュー 取締役 株式会社たびゲーター 取締役 ダイニ株式会社 取締役 2013年9月 ジクシーズ株式会社 取締役 2014年5月 TRILL株式会社 取締役 2016年4月 株式会社GYAO 事業開発室長 2016年10月 株式会社イーブックイニシアティブジャパン 取締役 2017年10月 株式会社ネオアルド 取締役 2018年4月 株式会社GYAO 取締役 2019年6月 ノアドット株式会社 取締役 2019年10月 スポーツナビ株式会社 取締役 2020年6月 株式会社マイベスト 取締役 (現任) 2023年4月 ヤフー株式会社 メディアグループ パーティカル 統括本部長 株式会社スタンバイ 取締役 (現任) 6月 当社 取締役 (現任) 2023年10月 LINEヤフー株式会社 メディアカンパニー パーティカル・事業推進統括本部長 2024年10月 同社 同本部 LINE HR事業本部 本部長 2025年1月 株式会社FEIDIAS 社外取締役 (現任) 2025年10月 LINEヤフー株式会社 メディア管掌SBU パーティカルSBU リード 兼 AI Agent SBU パーティカルAgentSBU SBUリード 兼 メディア・検索ドメイン 事業推進SBU SBUリード (現任) 2026年4月 同社 メディア・検索ドメイン パーティカルSBU SBUリード (現任) 兼 パーティカルAgent SBU SBUリード (現任)	0株
<p>【取締役候補者とした理由】 米谷昭良氏は、インターネット企業にて会社役員として十分な経験を通じ豊富な知見を有しており、インターネット企業における経営戦略の立案と実行の観点から、当社の企業価値向上に向けた指導やモニタリングにおいて十分な価値貢献が期待できると判断し、取締役選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、次に記載するものを除き、特別の利害関係はありません。松本勇氣氏が代表取締役CTOを務める株式会社LayerXと当社との間にサービス利用に関する取引がありますが、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員の確保（有価証券上場規程第436条の2）」、「上場管理等に関するガイドライン」及び日本取締役協会の「取締役会規則における独立取締役の選任基準」等をふまえ、取引規模に重要性がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
2. 松本勇氣氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、取締役候補者松本勇氣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員の確保に係る独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えておりますので、当社は独立役員として指定し、同取引所に届出を行います。
 4. 松本勇氣氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年1か月となります。
 5. 米谷昭良氏は、現在親会社であるLINEヤフー株式会社の業務を執行しております。なお、同社における地位及び担当につきましては、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 6. 当社は、松本勇氣氏、米谷昭良氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏らの再任が承認された場合は、同氏らとの当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
 7. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しておりませんが、2024年12月19日に東京証券取引所グロース市場に上場したことにより、ソフトバンクグループ株式会社が加入する役員等賠償責任保険契約が当社役員・執行役員に適用されており、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、同様の内容で更新される予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2 (新任) (社外) (独立)	そうし 宗 司 ゆかり (1971年8月9日生)	1994年4月 出光興産株式会社 入社 2000年11月 有限会社エリカインターナショナル 入社 2004年9月 株式会社コムスン 入社 2008年1月 ラディアホールディングス株式会社（現テクノプロホールディングス株式会社） 転籍 2010年8月 株式会社ウイングル（現株式会社LITALICO） 入社 2012年4月 同社 内部監査室長 2013年6月 同社 常勤監査役 2017年6月 同社 常勤取締役監査等委員 2018年10月 公益社団法人日本監査役協会 理事 2019年10月 公益社団法人日本監査役協会 常任理事（現任） 2020年6月 株式会社クエスト 社外取締役監査等委員（現任） 2020年11月 株式会社ファミリーコーポレーション 社外監査役 2021年3月 ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 社外監査役（現任） 2021年9月 当社 常勤社外監査役（現任） 2025年1月 株式会社HEARTBEATS 社外監査役（現任）	11,250株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 宗司ゆかり氏は、当社の常勤監査役として複数年にわたり会計監査及び業務監査に従事してきた知見を有しております。監査等委員会において継続的な監視・監督機能を発揮していただくため選任をお願いするものであります。</p> <p>〔社外取締役候補者とした理由〕当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はなく、これまで常勤監査役として高い専門性をもって独立した立場から監査・監督を行っていただいております。これまでの監査役会との連続性を含めて適切に対応していただけると判断したためであります。</p> <p>〔独立役員に指定している理由〕東京証券取引所が定める独立役員の確保に係る独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3 (新任) (社外) (独立)	や なか なお こ 谷 中 直 子 (1976年9月13日生)	2001年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所 2021年 1月 東京国際法律事務所 入所（現任） 2022年 3月 株式会社SHIFTグロース・キャピタル 監査役 （現任） 2023年 5月 三菱地所物流リート投資法人監督役員（現任） 2023年11月 株式会社SHIFT 社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>谷中直子氏は、大手国際法律事務所において企業法務、M&A及びクロスボーダー取引に関する豊富な経験を有しており、弁護士として法律に関する豊富な専門知識はもちろん、他社の監査役や社外取締役監査等委員としてコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス強化に貢献した実績があり、客観的な視点から経営を監督する経験を有していることから、法令遵守及びリスク管理の観点から監査・監督機能を発揮していただくため選任をお願いするものであります。</p> <p>〔社外取締役候補者とした理由〕当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はなく、弁護士としての高い専門性をもって独立した立場から監査・監督を行っていただけると判断したためであります。</p> <p>〔独立役員に指定している理由〕東京証券取引所が定める独立役員の確保に係る独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの予定であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 長谷部潤氏、宗司ゆかり氏、谷中直子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、取締役候補者長谷部潤氏及び宗司ゆかり氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏らの選任が承認された場合、当社は谷中直子氏も含めて独立役員として指定し、同取引所に届出を行います。
5. 長谷部潤氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年2か月となります。
6. 当社は、長谷部潤氏、宗司ゆかり氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏らの選任が承認された場合は、同氏らとの当該契約を監査等委員である取締役として新たに締結する予定であり、また、谷中直子氏との間でも同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
7. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しておりませんが、2024年12月19日に東京証券取引所グロース市場に上場したことにより、ソフトバンクグループ株式会社が加入する役員等賠償責任保険契約が当社役員・執行役員に適用されており、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、同様の内容で更新される予定です。

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、第11回定時株主総会（2024年6月28日）において年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない）と決議いただいております（当該決議時点の取締役の員数は5名）。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、監査等委員会設置会社に移行した場合には、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役の報酬等を区別して定める必要があります。

一般の監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員でない取締役の報酬額を新たに設定するにあたり、当社と同規模の上場企業における取締役報酬の水準、当社の事業規模及び業績の動向、並びに今後の経営体制の変化の可能性を総合的に勘案いたしました。具体的には、今後個々の取締役の報酬を適切な水準へ段階的に引き上げていく可能性があること、ガバナンス強化を目的として社外取締役を追加で選任する可能性があること、及び一定期間にわたり機動的な報酬設計を可能とする必要があること等を考慮し、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経た上で、監査等委員でない取締役の報酬額を年額300百万円以内と定めることが相当であると判断いたしました。

つきましては、監査等委員でない取締役の報酬額を年額300百万円（うち社外取締役分は年額200百万円）以内と定めることにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、上記の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、報酬額の改定につきましては、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経て取締役会において決定しており、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力が生ずるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、監査等委員会設置会社に移行した場合には、監査等委員である取締役の報酬額を新たに定める必要があります。

現行の監査役の報酬額は、第11回定時株主総会（2024年6月28日）において年額30百万円以内と決議いただいております（当該決議時点の監査役の員数は3名）が、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役は、従来の監査役と異なり取締役会における議決権を有し、取締役の選解任及び報酬等について株主総会で意見を述べる権限を持つなど、経営の監督機能においてより広範な職責を担うこととなります。かかる職責の拡大に加え、当社と同規模の上場企業における監査等委員である取締役の報酬水準、並びに今後の員数の変動の可能性を総合的に勘案し、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経た上で、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めることが相当であると判断いたしました。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めることにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

報酬額の決定につきましては、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経ており、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力が生ずるものとします。

以 上

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、「BE THE SUN（世界に明るく大きなインパクトを与える存在になる）」を企業としてのビジョンに掲げ、広く人々の支えになるサービスを生み出す会社になることで、そのビジョンを実現していきたいと考えております。

そのような考えのもと、料理などのライフスタイルコンテンツを提供する「メディア」、小売企業や食品飲料メーカー等に対して販売促進や集客に関する課題を解決する「購買」、主にクリエイターのマネジメントサービスを提供する「LIVEwith」（ライブウィズ）からなる「その他」といった事業を展開しております。

当連結会計年度においては、レシチャレ関連APPのユーザー数（MAU(注1)）が316万になったことに加え、提携する小売企業（リテールパートナー）の拡大や既存取引先との案件拡大によって、購買事業の売上高を大きく成長させることができました。結果として、購買事業の通期売上比率は前事業年度より10.7%増加の35.5%となりました。加えて、メディア事業においても、内製コンテンツの制作や内部回遊施策などの調整により、PVが好調に推移し、想定より良好な結果となりました。

また、2025年11月に、VTuber事業を2社よりそれぞれ譲受するために子会社を設立し、2026年1月に事業譲受を完了いたしました。その他事業における事業安定性の確保及びイベント運営やグッズ販売の領域における知見と運用体制の獲得を目的としています。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は17,001,320千円（前期比29.8%増）、営業利益は3,463,148千円（同30.1%増）、Non-GAAP営業利益(注2)は3,621,806千円（同28.5%増）、経常利益は3,507,471千円（同34.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,461,113千円（同45.5%増）、Non-GAAP当期純利益(注2)は2,610,393千円（同42.0%増）となりました。

なお、当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しており、また前事業年度は連結計算書類を作成していないため、上記の前期比較は前事業年度と当連結会計年度との比較をしております。

(注) 1. マンスリーアクティブユーザー。レシチャレ関連APPのMAUは、ユニークユーザーベースで、過去30日間にアプリ起動あるいはWeb閲覧をしたそれぞれのユーザー数の合計の期間平均を示します。

(注) 2. Non-GAAP営業利益は、財務会計上の数値（GAAP、日本基準）から特定の調整項目を一定のルールに基づいて調整したものであり、当社の恒常的な経営成績を理解するために有用な情報と判断しておりますが、財務会計上の数値ではなく、監査法人等による監査・レビューを受けた数値ではありません。具体的には、営業利益に企業買収に伴い生じた無形資産に関わる償却費及びのれん償却費を加算しております。また、Non-GAAP当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益から加算した償却費に対応する税金調整額を調整しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額はリースを含めて17,031千円となりました。その主な内容は、ネットワークセキュリティシステムの設置であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 事業ボラティリティの更なる低減

購買のサービスの拡大に伴い構成比の偏りは低下しているものの、引き続きメディアの占める割合が高い状況です。メディアは景気変動の影響を受けやすい広告収益が中心となっており、継続的な成長を目指すうえでは事業ボラティリティを引き下げることが重要と考え、引き続き購買などの成果報酬型のサービス強化を図ってまいります。

② 組織体制の整備

当社グループは、今後の継続的な成長のためには優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。引き続き、積極的な採用活動と社内の教育体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第13期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	17,001,320
営業利益 (千円)	3,463,148
Non-GAAP営業利益 (千円)	3,621,806
経常利益 (千円)	3,507,471
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	2,461,113
Non-GAAP当期純利益 (千円)	2,610,393
1株当たり当期純利益 (円)	58.67
1株当たりNon-GAAP 当期純利益 (円)	62.23
総資産 (千円)	16,919,698
純資産 (千円)	13,246,050
1株当たり純資産 (円)	310.66

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第12期（2025年3月期）以前については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たりNon-GAAP当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第10期 (2023年3月期)	第11期 (2024年3月期)	第12期 (2025年3月期)	第13期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	6,972,693	9,897,633	13,101,675	16,880,102
営業利益 (千円)	2,079,467	2,340,427	2,662,664	3,449,650
Non-GAAP営業利益 (千円)	2,079,467	2,495,636	2,817,873	3,604,859
経常利益 (千円)	2,075,677	2,325,394	2,607,240	3,494,124
当期純利益 (千円)	1,315,467	1,482,540	1,691,530	2,453,551
Non-GAAP当期純利益 (千円)	1,315,467	1,628,503	1,838,554	2,600,516
1株当たり当期純利益 (円)	31.84	35.89	40.94	58.49
1株当たりNon-GAAP 当期純利益 (円)	31.84	39.42	44.50	62.00
総資産 (千円)	8,976,609	10,535,289	13,155,559	16,864,006
純資産 (千円)	7,422,484	8,906,945	10,594,430	13,238,489
1株当たり純資産 (円)	9.75	45.64	256.24	310.48

- (注) 1. 当社は、第10期に2023年3月31日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により株式会社ENLOOPの権利義務を承継いたしました。
2. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び1株当たりNon-GAAP当期純利益は、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たりNon-GAAP当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	当社に対する 議決権比率 (%)	関係内容
ソフトバンクグループ株式会社	東京都港区	238,772	持株会社	被所有 間接 54.54	—
ソフトバンクグループジャパン株式会社	東京都港区	188,798	持株会社	被所有 間接 54.54	—
ソフトバンク株式会社	東京都港区	244,355	通信業	被所有 間接 54.54	—
Aホールディングス株式会社	東京都港区	100	持株会社	被所有 間接 54.54	—
LINEヤフー株式会社	東京都千代田区	252,134	インターネット広告事業、イーコマース事業及び会員サービス事業などの展開並びにグループ会社の経営管理業務等	被所有 54.54 (内、直接 39.10) (内、間接 15.44)	役員の受入1名サービスの提供及び仕入

(注) 当社の親会社はLINEヤフー株式会社であり、同社は、所有する当社の株式16,664,800株（議決権比率39.10%）に加えて、同社の子会社であるZ Venture Capital株式会社の組成するYJ2号投資事業組合が所有する当社の株式6,584,000株（議決権比率15.44%）と併せて、54.54%の議決権を保有しております。

② 親会社等との取引に関する状況

(i) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、LINEヤフー株式会社との間で2018年6月20日付「情報提供に関する契約書」を締結しておりますが、取引を実施するに当たっては一般的な取引と同様に市場相場に基づき交渉のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。

(ii) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及び理由

当該取引に当たっては、法令、社内規程に基づき、取締役会における議論を経て、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認のうえ実施の可否を決定しており、当社取締役会は当社の利益を害することはないと判断しております。

(iii) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	対象会社に対する議 決権比率 (%)	関係内容
ATF株式会社	東京都 港区	10	タレント等の育成及び マネジメント並びにイ ベントの企画及び運営 等	100	役員の派遣1名 サービスの提供

(注) コーポレート業務の一部をシェアードサービスとして当社が提供することを内容とする業務委託契約がありますが、それ以外に当社との取引を含む事業上の関係はありません。

④ 特定完全子会社に関する事項 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
プラットフォーム事業	以下のサービスを展開しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・ レシピ動画プラットフォーム「クラシル」 ・ 節約アプリ「レシチャレ」 ・ ライフスタイルメディア「TRILL (トリル)」 ・ クリエイターマネジメント「LIVEwith (ライブウィズ)」

(8) 主要な営業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区
五反田スタジオ	東京都品川区

② 子会社

名称	所在地
ATF株式会社	東京都港区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
221 (125) 名	—	31.80 歳	2.71 年

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比増減を記載しておりません。
2. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員数であり、パートタイマー従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
219 (125) 名	15名増 (13名減)	31.76 歳	2.73 年

(注) 従業員数欄の(外書)は臨時従業員数であり、パートタイマー従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 165,252,000株

(2) 発行済株式総数 42,618,560株

(3) 株主数 7,352名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
LINEヤフー株式会社	16,664,800株	39.10%
堀江 裕介	7,268,600株	17.05%
Y J 2号投資事業組合	6,584,000株	15.44%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,430,600株	5.70%
鈴木 祐人	962,300株	2.25%
野村信託銀行株式会社（投信口）	842,200株	1.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	726,400株	1.70%
株式会社SBI証券	647,733株	1.51%
KeppleLiquidity1号投資事業有限責任組合	620,000株	1.45%
CACEIS BANK	262,100株	0.61%

※ 1. 当社は、自己株式を保有していません。

2. 持株比率については、端数を切り捨てて処理しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する、職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
(2026年3月31日現在)

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	
発行決議日	2021年10月19日	2022年10月6日	
新株予約権の数(個)	7,495	57,250	
新株予約権の目的となる株式の種類と数(株)	普通株式 当社取締役 46,200 当社使用人 28,750	普通株式 当社取締役 80,000 当社使用人 492,500	
新株予約権の払込金額(円)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(円)	290	150	
新株予約権の行使期間	2023年10月20日から 2031年10月19日まで	2026年3月29日から 2032年10月5日まで	
新株予約権の主な行使条件	(注) 2. 3.	(注) 4. 5.	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	1名 4,120個	1名 8,000個
	社外取締役	1名 500個	—
	監査役	—	—

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	
発行決議日	2022年10月18日	2023年2月24日	
新株予約権の数(個)	138,750	2,225	
新株予約権の目的となる株式の種類と数(株)	普通株式 当社取締役 850,000 当社使用人 537,500	普通株式 当社監査役 3,750 当社使用人 18,500	
新株予約権の払込金額(円)	32	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(円)	150	260	
新株予約権の行使期間	2022年10月19日から 2032年10月5日まで	2025年2月28日から 2033年2月24日まで	
新株予約権の主な行使条件	(注) 4. 6.	(注) 2. 7.	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	2名 85,000個	—
	社外取締役	—	—
	監査役	—	1名 375個

- (注) 1. 2024年10月15日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されており、調整後の数や金額を記載しております。
2. 新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
 - iii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
3. 新株予約権の行使可能割合
- 新株予約権者が当社の役員または従業員としての地位を有する期間(以下「参画期間」という。)に
応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、1株未満の端数はこれを
切り捨てる。
- (1) 参画期間が2年未満の場合 零
 - (2) 参画期間が2年以上3年未満の場合 割当予約権数の2分の1までの個数
 - (3) 参画期間が3年以上4年未満の場合 割当予約権数の4分の3までの個数
 - (4) 参画期間が4年以上の場合 割当予約権数の全て
- なお、参画期間の起算日は入社日とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のい
れかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 150円(注：(注) 1. 記載の株式分割による調整後の価額。以下同じ)を下回る価格を対価とする
当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項
に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合
並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
 - (b) 150円を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が
当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を
除く。)
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場
合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が150円を下回る価格
となったとき。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役ま
たは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると
当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過す

ることとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の行使可能割合

新株予約権者が当社の役員または従業員としての地位を有する期間(以下「参画期間」という。)に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。

- (1) 参画期間が 2 年未満の場合 零
- (2) 参画期間が 2 年以上 3 年未満の場合 割当予約権数の 2 分の 1 までの個数
- (3) 参画期間が 3 年以上 4 年未満の場合 割当予約権数の 4 分の 3 までの個数
- (4) 参画期間が 4 年以上の場合 割当予約権数の全て

なお、参画期間の起算日は 2024 年 3 月 29 日とする。

6. 新株予約権の行使可能割合

新株予約権者が当社の役員または従業員としての地位を有する期間(以下「参画期間」という。)に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。

- (1) 参画期間が 2 年未満の場合 零
- (2) 参画期間が 2 年以上 3 年未満の場合 割当予約権数の 2 分の 1 までの個数
- (3) 参画期間が 3 年以上 4 年未満の場合 割当予約権数の 4 分の 3 までの個数
- (4) 参画期間が 4 年以上の場合 割当予約権数の全て

なお、参画期間の起算日は 2022 年 10 月 19 日とする。

7. 新株予約権の行使可能割合

新株予約権者が当社の役員または従業員としての地位を有する期間(以下「参画期間」という。)に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。

- (1) 参画期間が 2 年未満の場合 零
- (2) 参画期間が 2 年以上 3 年未満の場合 割当予約権数の 2 分の 1 までの個数
- (3) 参画期間が 3 年以上 4 年未満の場合 割当予約権数の 4 分の 3 までの個数
- (4) 参画期間が 4 年以上の場合 割当予約権数の全て

なお、参画期間の起算日は 2023 年 2 月 28 日とする。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	堀 江 裕 介	CEO
取締役	戸 田 翔 太	CFO
取締役	長 谷 部 潤	株式会社長谷部総研 代表取締役 株式会社Speee 社外取締役 株式会社東京リレーションズ 代表取締役 株式会社トリドリ 社外取締役 株式会社RECEPTIONIST 社外取締役 ライフネット生命保険株式会社 社外取締役 株式会社WARC 社外取締役
取締役	松 本 勇 気	合同会社Agility Labs 代表社員 株式会社LayerX 代表取締役CTO
取締役	米 谷 昭 良	株式会社マイベスト 取締役 株式会社スタンバイ 取締役 LINEヤフー株式会社 メディア・検索ドメイン 事業推進SBU SBUリード ほか 株式会社FEIDIAS 社外取締役
常勤監査役	宗 司 ゆ かり	公益社団法人日本監査役協会 常任理事 株式会社クエスト 社外取締役監査等委員 ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 社外監査役 株式会社HEARTBEATS 社外監査役
監査役	結 城 大 輔	のぞみ総合法律事務所 パートナー 株式会社EST 取締役 株式会社レノバ 社外監査役
監査役	福 島 史 之	ファインディ株式会社 社外監査役 株式会社kubell 社外取締役監査等委員 キャディ株式会社 社外監査役 株式会社プレイド 社外監査役 株式会社SalesMarker 社外監査役

- (注) 1. 取締役長谷部潤氏及び松本勇氣氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宗司ゆかり氏、結城大輔氏及び福島史之氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役長谷部潤氏、松本勇氣氏、監査役宗司ゆかり氏、結城大輔氏及び福島史之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役福島史之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役米谷昭良がメディア・検索ドメイン パーティカルSBU SBUリードを務めるLINEヤフー株式会社は当社の株式を39.10%保有する大株主です。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員の氏名及び担当（2026年3月31日時点）は以下のとおりであります。

氏名	担当部門及び役職
柴田 快	Reward Solution BU ゼネラルマネージャー
大竹 雅登	CTO兼開発BU ゼネラルマネージャー
坪田 朋	CPO兼プロダクトマネジメント室 ゼネラルマネージャー
日向 諒	事業戦略室 ゼネラルマネージャー
本田 貴士	経営企画本部 ゼネラルマネージャー
石原 遥平	経営管理本部 ゼネラルマネージャー
富田 岳	人材開発室 ゼネラルマネージャー
野村 知己	レシチャレBU ゼネラルマネージャー

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と長谷部潤取締役、松本勇氣取締役、米谷昭良取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

ただし、当社は、2024年12月19日に東京証券取引所グロース市場に上場したことにより、ソフトバンクグループ株式会社が加入する役員等賠償責任保険契約が当社役員・執行役員に適用されておりますが、当社の保険料の負担はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年6月17日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視しており、個々の業務執行取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

他方、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した業績連動報酬等及び株式報酬導入の必要性も十分認識しており、今後の検討課題としています。

イ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職位、職責、在任年数に応じて、株主総会で決議された総額の範囲内で総合的に勘案して決定する方針です。

ウ 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容並びに額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は現時点では設定しておりませんが、他社事例も踏まえ今後検討していく方針です。

また、非金銭報酬等については社宅類似の制度の提供があります。もっとも、当該非金銭報酬（社宅）は、取締役の社宅賃料を取締役報酬から当社が控除し契約先に直接支払うものであって、家賃負担自体は役員本人となります。したがって、当社負担分はなく、取締役に対して当社から直接支払うものではありません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の役員報酬の額は、2024年6月28日開催の第11回定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該役員報酬の範囲内で、2025年6月27日開催の第12回定時株主総会において社外取締役を除く取締役を対象として社宅類似の制度の総賃借料（管理費及び共益費を含む）と当社が社宅料として当該取締役より徴収する総額との差額の合計額の枠を年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

また、監査役の金銭報酬の額は、2024年6月28日開催の第11回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の報酬等の額は、職責・職位及び経営への貢献度・経営内容を勘案し決定すること、そしてこれらの貢献度・経営内容の評価は代表取締役として責任を持って業務を執行する過程で事業運営の実態及び取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切にできる者が行うことが適切であると判断し、取締役会にて代表取締役に取締役の個人別の報酬額の具体的内容を株主総会で決議された報酬限度の範囲内で決定することを委任しております。

代表取締役堀江裕介は、各取締役の職務の内容、職責・職位に応じた実績・成果等を総合的に勘案・評価したうえで、報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するために指名・報酬委員会での審議・諮問を経てから決定しており、役員報酬決定の客観性の確保に努めていることから、恣意的な決定がなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	45,102 (9,900)	45,102 (9,900)	— (—)	— (—)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19,110 (19,110)	19,110 (19,110)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 上記には無報酬である取締役1名は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先及び地位	当社との関係
取締役	長 谷 部 潤	株式会社RECEPTIONIST 社外取締役	当社はシステムサービス提供を受けております。
		株式会社WARC 社外取締役	当社は業務委託、採用支援等のサービス提供を受けております。
取締役	松 本 勇 気	株式会社LayerX 代表取締役CTO	当社はシステムサービス提供を受けております。
監査役	福 島 史 之	ファインディ株式会社 社外監査役	当社は業務委託、採用支援等のサービス提供を受けております。
		株式会社プレイド 社外監査役	当社はシステムサービス提供を受けております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	長谷部 潤	14/14	—	全ての取締役会に出席し、様々な企業における豊富な経営経験のほか、資本市場との向き合い方やコーポレート・ガバナンスの観点から適宜質問し、自身の専門性や見識を活かし社外取締役として監督・提言、議案審議に必要な発言を行うなど適切な役割を果たしております。
社外取締役	松本 勇氣	13/14	—	業務上の都合による1回はやむを得ない欠席を除き、全ての取締役会に出席し、主に技術面に関する深い知見やAI活用の観点から適宜質問し、自身の専門性や見識を活かし社外取締役として監督・提言、議案審議に必要な発言を行うなど適切な役割を果たしております。
社外監査役 (常勤)	宗司 ゆかり	14/14	14/14	全ての取締役会に出席し、適宜質問するなど議案審議に必要な発言を行っております。 同様に、全ての監査役会に出席し、内部監査や内部統制に関する豊富な知識・経験を有しており、客観的かつ中立の立場で監査・提言を行うことで適切な役割を果たしており、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	結城 大輔	14/14	14/14	全ての取締役会及び全ての監査役会に出席し、弁護士としての専門性や見識を活かし社外監査役として監督・提言、議案審議に必要な発言を行うなど適切な役割を果たしております。
社外監査役	福島 史之	14/14	14/14	全ての取締役会及び全ての監査役会に出席し、公認会計士としての専門性や見識を活かし社外監査役として監督・提言、議案審議に必要な発言を行うなど適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、会計監査人から監査計画、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等の必要な資料を入手し、経理部門からの報告も踏まえ、監査時間と監査品質の妥当性等を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は合理的な水準であると判断し同意しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反、懈怠した場合、または会計監査人として不適切な行為があった場合、法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合など、当社の会計監査人であることが当社にとって重大な支障となると判断されるとき、会社法第340条第1項各号に基づき、監査役全員の同意によって解任します。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。その他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または監査品質、品質管理、独立性などの観点から監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当と判断される場合、監査役会は会計監査人の選任、解任及び不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 機関設計

当社は会社法に規定されている機関として株主総会、取締役会、監査役会、及び会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し、業務執行の適正性確保に有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

② 内部統制システム・リスク管理体制

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、経営・業務執行の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンスを徹底するため、下記のとおり内部統制システム及びリスク管理体制を整備しております。

ア 当社は、経営の効率化を図るとともに経営の健全性、透明性及びコンプライアンス意識を高めていくことが長期的に企業価値向上につながるという考えのもと、全ての取締役・使用人に対して研修等を行いコンプライアンス意識を高めるとともに、コンプライアンス体制の強化を行っています。

イ また、当社は内部統制に関する基本方針を2026年5月26日開催の取締役会において決議しております。この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。概要は以下のとおりです。

1. 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 企業が継続、発展していくために、全ての取締役及び使用人が法令遵守の精神のもとコンプライアンス意識の啓発・体制強化を行うこととする。

(b) 取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範及び社内規程に則

した行動を行い、健全な企業経営に努める。

(c) 取締役会は、「取締役会規程」「職務分掌規程」等の職務執行に関する規程を制定し、取締役・使用人は定められた規程に従い、職務を執行する。

(d) 定期的実施する内部監査において、法令・定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているか、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点について監査するとともに、その結果を代表取締役及び取締役会に速やかに報告する体制を構築する。

(e) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定める。

(f) 法令・社内規程等違反の予防及び発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口を設定する。

(g) 反社会的勢力及び団体を断固として排除及び遮断することとし、その関係排除に取り組む。

(h) 法令違反行為等に対しては、厳正な処分を行うとともに、各ステークホルダーに対し、十分な説明を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については「文書保存管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理する体制を構築する。

(b) 取締役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 事業活動上の重大な危険、損害が生じるリスクについては、「リスク管理規程」に基づき、リスクの発生を未然に防止すること及びリスクが発生した際にはリスク管理責任者の指示のもと迅速かつ確かな対応を行うこととし、損失・被害等を最小限に止める体制を構築する。

(b) 取締役及び使用人は、それぞれの担当領域において、定期的リスクを検討・評価し、リスク管理のため必要な体制の整備・運用に寄与する。

(c) リスク管理に関する重要事項については、リスク管理責任者又は各部門責任者により経営会議又は取締役会に対して報告を行う。

(d) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役の指揮下に対策本部を設置し、必

要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 定例の取締役会を毎月1回開催し、臨時取締役会を必要に応じて開催することにより、経営方針及び重要な業務執行等の審議・決議を迅速に行う。

(b) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。

(c) ITの適切な活用を図ることにより、職務執行を効率的に行う。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 親会社の計算書類又は連結計算書類の粉飾に利用されるリスクへの対応や、取引の強要等親会社による不当な圧力に関する予防・対処方法等の親会社からの独立性を有する体制を構築・運用し、少数株主保護には十分配慮し、独立性を維持する。

(b) 当社監査役と親会社の監査役等との連絡・情報交換の体制を構築し、随時連携する。

(c) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営状況、財務状況及び重要な業務執行の状況について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、子会社において重要な事項が生じた場合には速やかに当社に報告する体制を構築する。

(d) 子会社の損失の危険の管理に関し、当社のリスク管理体制と整合する形で、子会社においてもリスク管理体制の構築を行わせる。子会社において重大なリスクが発生し、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに当社に報告する体制を整備する。

(e) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な業務執行について事前承認又は報告を求めるものとし、当社内に子会社の管理を担当する主管部門を定め、当該主管部門が子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。

(f) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社のコンプライアンス体制（「コンプライアンス規程」及び内部通報窓

口を含む。)を子会社にも展開し、子会社の役職員も利用可能とする。また、当社の内部監査部門は、子会社に対しても定期的に内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役及び取締役会に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役職務を補助する使用人を速やかに設置し、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとする。

(b) 監査役職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役又は監査役会に対して、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実の重要事項、著しい損害を及ぼすおそれがある事実等に関する事項について報告する。

(b) 当社「コンプライアンス規程」において、前項に基づいて監査役又は監査役会へ報告したことを理由として不利益を被ることがないようにすることを明記する。

(c) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他の重要な事実を発見したときは、速やかに報告するものとする。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a) 監査役職務の執行について生ずる費用及び債務については、原則、当社が負担するものとし、その処理については監査役の請求等に従い円滑に行う。

(b) 監査役による円滑な監査業務に資するため、当該費用の前払請求にも随時対応するものとする。

9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関す

る重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を構築する。

(b) 代表取締役、会計監査人及び内部監査担当部門は、当社監査役会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(c) 当社は、当社監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

(d) 当社監査役は、子会社の使用人と連携し、グループ全体での監査の実効性向上に努めるとともに、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査することができるものとする。

ウ リスク管理体制の整備

当社は、リスクの軽減、予防のため、「リスク管理規程」の制定及びリスクマネジメント委員会を設置しております。その他、「情報セキュリティ規程」、「個人情報保護管理規程」及び「反社会的勢力排除規程」を定めており、内部監査により遵守の状況を監査し、コンプライアンスの遵守に努めております。必要に応じて、外部専門家にアドバイスを求められる体制を整備するとともに、弁護士を窓口とする社外通報窓口や内部通報窓口を設置し、法令違反や不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス意識の啓発・体制強化を行うため、情報セキュリティ関連の訓練やインサイダー取引防止研修等の社内研修を実施しました。
 - ・当事業年度内において実施された内部監査において、法令・定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているか、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点について監査するとともに、その結果を代表取締役及び取締役会に報告し、フォローアップ監査も実施しました。
 - ・当事業年度内において、継続取引先の定期反社チェックを実施し、反社会的勢力及び団体との関係排除に取り組みました。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・14回開催された取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
 - ・ISMS (ISO/IEC 27001) の維持審査にも適切に対処し、当該審査に合格しました。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する体制の整備に努め、各主管部門と連携しながら、災害等にかかるリスクについて、リスクの特定、発生の未然防止及びリスク発生時における影響の軽減等を図るよう推進しました。
- ④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会から業務執行の委任を受けた経営会議による定例会議を24回開催しました。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・コンプライアンス部門のコミュニティや、各社DPOが集まるコミュニティに参加し、グループ会社間での意見交換やノウハウの共有などを行いました。
 - ・監査役についても、親会社の常勤監査等委員との年2回の面談や、グループ監査役会を通じて意見交換を行いました。
 - ・当連結会計年度において、VTuber事業の譲受を目的として子会社（ATF株式会社）を新規設立したことに伴い、「関係会社管理規程」を改定し、子会社の経営管理体制の構築に着手しました。
 - ・子会社の重要な業務執行について当社への報告体制を整備し、子会社の取締役から当社に対して経営状況及び業務執行に係る定期報告を実施しました。
 - ・当社のコンプライアンス体制及び内部通報窓口を子会社にも展開しました。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・該当事項はありません。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・全ての取締役会に加え、前述の経営会議やその他定例重要会議に監査役が出席し職務の遂行状況を確認しました。

- ・子会社の取締役から当社監査役への報告体制を整備し、子会社の重要な業務執行状況について報告を受けました。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・該当事項はありません。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、会計監査人と定期的な会合を21回開催し、情報交換しました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことが重要であると認識しております。現時点では、事業の拡大と効率化のために投資し、企業価値の増大を優先すべきだと考えております。最近事業年度においては、上記の理由から配当を実施しませんでした。

事業を通じて得た利益準備金・利益剰余金については、既存事業におけるマーケティング等の実施、新規事業等におけるプロダクト開発の促進と人員の拡充・育成、積極的なM&Aをはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化による非連続的な企業成長のための投資に活用する方針であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対する利益還元を適宜検討していく方針であります。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、9月30日を基準日として取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	14,371,077	流動負債	3,673,647
現金及び預金	9,105,754	未払金	1,103,921
売掛金	2,445,803	未払費用	41,835
契約資産	98,459	未払法人税等	899,999
有価証券	2,493,863	契約負債	10,319
棚卸資産	8,880	賞与引当金	117,458
前払費用	183,668	ユーザー還元引当金	1,259,881
その他	46,957	その他	240,232
貸倒引当金	△12,310	負債合計	3,673,647
固定資産	2,548,621	(純 資 産 の 部)	
有形固定資産	218,351	株主資本	13,233,749
建物	186,533	資本金	190,840
工具、器具及び備品	26,345	資本剰余金	3,797,988
リース資産	5,471	利益剰余金	9,244,920
無形固定資産	653,766	その他の包括利益累計額	5,941
のれん	620,840	その他有価証券評価差額金	5,941
ソフトウェア	28,153	新株予約権	6,360
その他	4,772		
投資その他の資産	1,676,504	純資産合計	13,246,050
投資有価証券	286,717		
敷金	158,726		
繰延税金資産	1,219,579		
その他	11,480		
資産合計	16,919,698	負債・純資産合計	16,919,698

連結損益計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		17,001,320
売上原価		8,945,883
売上総利益		8,055,437
販売費及び一般管理費		4,592,288
営業利益		3,463,148
営業外収益		
受取利息	28,853	
為替差益	24,152	
その他	7,149	60,155
営業外費用		
支払利息	358	
投資事業組合運用損	14,054	
その他	1,419	15,832
経常利益		3,507,471
特別利益		
固定資産売却益	550	550
特別損失		
固定資産除却損	2,231	2,231
税金等調整前当期純利益		3,505,791
法人税、住民税及び事業税	1,344,078	
法人税等調整額	△299,400	1,044,677
当期純利益		2,461,113
親会社株主に帰属する当期純利益		2,461,113

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,449	3,707,597	6,783,807	10,591,854
当期変動額				
新株の発行	90,390	90,390	—	180,781
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	2,461,113	2,461,113
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	90,390	90,390	2,461,113	2,641,895
当期末残高	190,840	3,797,988	9,244,920	13,233,749

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△4,943	△4,943	7,520	10,594,430
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	180,781
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	2,461,113
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,884	10,884	△1,160	9,724
当期変動額合計	10,884	10,884	△1,160	2,651,619
当期末残高	5,941	5,941	6,360	13,246,050

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 ATF株式会社

なお、ATF株式会社については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めることとしました。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については、定額法を採用しております。その他の有形固定資産については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア（自社利用）	5年（社内における利用可能期間）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は4年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ ユーザー還元引当金 ……………「レシチャレ」等のアプリのユーザーに付与したコインのうち、将来のコイン交換により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を、ユーザー還元引当金として計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① のれんの償却方法及び償却期間
のれんは7～8年間で均等償却しております。

② 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要なサービスにおける収益認識の会計方針は、以下のとおりであります。

[メディア]

ア. アドネットワーク広告

アドネットワーク広告に係る収益は、アドネットワーク事業者を顧客とする広告取引であります。当社グループは、アドネットワーク事業者が指定する広告を当社ウェブサイト等で配信する義務を負っております。

当該履行義務は、顧客との契約に基づき配信を通じて充足されるものであり、配信した広告数等に応じて収益を認識しております。

イ. 有料課金

有料課金に係る収益は、『Kurashiru (クラシル)』アプリにおいてプレミアムサービスを提供する義務を負っております。

当該履行義務はプレミアムサービスの提供期間にわたって充足されるものであり、サービス提供期間に応じて収益を認識しております。

ウ. タイアップ広告

タイアップ広告は、主に広告主とタイアップした商品を掲載するものであり、これに係る収益は、『Kurashiru (クラシル)』アプリにおいてレシピ動画の配信もしくは『TRILL (トリル)』サイトにおいて記事コンテンツの広告配信を行う義務を負っております。

当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるものであり、広告の配信期間に応じて収益を認識しております。

エ. 掲載

掲載に係る収益は、コンテンツ (チラシ) の出稿主からの申込内容を当社の仕様によりインターネットを経由して『レシチャレ』に配信する義務を負っております。

当該履行義務はコンテンツ (チラシ) の配信期間にわたって履行義務が充足されるものであり、コンテンツの配信期間に応じて収益を認識しております。

[購買]

ア. アフィリエイト

アフィリエイトに係る収益は、広告代理店のシステムを通して指定された広告主の広告(=リンク)を設置し購買を促進する広告配信を行う義務を負っております。

広告の配信期間に応じて履行義務が充足されるものであり、広告の配信期間にわたって広告条件を達成した実績数に応じて収益を認識しております。

イ. レシチャレ

レシチャレに係る収益は、依頼主から指定された商品を「レシチャレ」に配信し、購入レシートをアップロードしたユーザーへポイントを付与することで、依頼主に販売促進サービスを提供する義務を負っております。

当該履行義務はサービス提供期間に応じて充足されるものであり、商品の配信期間にわたって条件を達成した実績数に応じて収益を認識しております。

[その他]

ア. ライブ配信

ライブ配信に係る収益は、ライブ配信者のマネジメント業務サービス及びライブ配信プラットフォーム上での配信者によるライブ配信を行う義務を負っております。

配信者による配信が完了した時点で履行義務が充足されるものであり、プラットフォームと合意した所定の分配率で計算されるプラットフォームからの分配額を収益と認識しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建ての金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として認識しております。また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (千円)
のれん	620,840

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、取得原価から受け入れた資産及び負債に配分された純額を控除して計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定期的に償却しております。

各連結会計年度において、のれんの減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候が認められる場合には、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識の要否を判定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としており、当該事業計画には過去の実績を勘案した売上高、費用の変動見込み等の重要な仮定が含まれています。

これらの会計上の見積りに使用する事業計画等の仮定は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれんの評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. ユーザー還元引当金の計上

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 1,259,881千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「レシチャレ」アプリのユーザーに付与したコインのうち、将来のコイン交換により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を、ユーザー還元引当金として計上しております。将来使用見込額は、当連結会計年度末に保有するコイン残高のうち、将来使用されると見込まれるコイン数にコイン交換レートを乗じて見積もっております。なお、将来使用見込コイン数につきましては過去の実績等に基づいて算定しております。

当該ユーザー還元引当金は現時点における最善の見積りではありますが、見積りは不確実であり、ユーザーのコイン使用動向に変化があった場合、翌連結会計年度の連結計算書類にお

ける当該引当金及びユーザー還元引当金繰入額の金額が大きく影響を受ける可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	185,800 千円
2. 棚卸資産の内訳	
商品及び製品	1,002 千円
仕掛品	4,076 千円
原材料及び貯蔵品	3,801 千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	42,618,560 株
2. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	2,333,740 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行により調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資事業有限責任組合への出資であり、組合における財政状態や運用状況に伴い出資元本を割り込むリスクに晒されております。

敷金は主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び与信管理規程に従い、CFO室が取引相手ごと
に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これ
により財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資事業有限責任組合への出資については、定期的に組合の決算書を入手し組合の財政
状態及び運用状況を把握することにより、リスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、利益計画に基づき経営企画本部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、
手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用
することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金(*4)	158,726	139,289	△19,436
資産計	158,726	139,289	△19,436

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「有価証券」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」について
は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであ
ることから、記載を省略しております。

(*2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関す
る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16
項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は
以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資事業有限責任組合出資金	286,717

- (*3) 「破産更生債権等」については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、注記を省略しております。
- (*4) 「敷金」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(注) 金融債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	9,105,754	—	—	—
売掛金	2,445,803	—	—	—
有価証券	2,493,863	—	—	—
敷金	—	—	60,163	24,231
合計	14,045,421	—	60,163	24,231

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	139,289	—	139,289
資産計	—	139,289	—	139,289

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、契約ごとに分類したうえで、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれており、返還までの期間に対応した国債利回りを基に現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	プラットフォーム事業
メディア	8,030,106
購買	6,028,816
その他	2,942,397
合計	17,001,320

(注)その他の主な内訳は、「LIVEwith」(ライブウィズ)事業におけるライブ配信等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 2. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ② 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

契約資産(期首残高)	24,243
契約資産(期末残高)	98,459
契約負債(期首残高)	5,913
契約負債(期末残高)	10,319

(注) 契約資産は、主にタイアップ広告など広告の配信期間に応じて認識した収益に係る未請求売掛金であります。

契約負債は、レシピ動画や記事コンテンツ等のタイアップ広告の配信等における顧客からの前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は5,913千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は、概ね1年以内に収益として認識されます。

当社は、当初に予想される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	310円66銭
(2) 1株当たり当期純利益	58円67銭

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	14,210,933	流動負債	3,625,517
現金及び預金	9,028,812	未払金	1,060,916
売掛金	2,394,138	未払費用	41,816
契約資産	98,459	未払法人税等	897,247
有価証券	2,493,863	契約負債	10,319
棚卸資産	4,803	賞与引当金	117,458
前払費用	180,509	ユーザー還元引当金	1,259,881
その他	22,656	その他	237,876
貸倒引当金	△12,310	負 債 合 計	3,625,517
固定資産	2,653,073	(純 資 産 の 部)	
有形固定資産	209,449	株主資本	13,226,188
建物	182,087	資本金	190,840
工具、器具及び備品	21,889	資本剰余金	3,797,988
リース資産	5,471	資本準備金	90,840
無形固定資産	529,334	その他資本剰余金	3,707,148
のれん	513,917	利益剰余金	9,237,359
ソフトウェア	10,645	その他利益剰余金	9,237,359
その他	4,772	繰越利益剰余金	9,237,359
投資その他の資産	1,914,289	評価・換算差額等	5,941
投資有価証券	286,717	その他有価証券評価差額金	5,941
関係会社株式	300,000	新株予約権	6,360
敷金	155,036		
繰延税金資産	1,162,045		
その他	10,490	純 資 産 合 計	13,238,489
資 産 合 計	16,864,006	負債・純資産合計	16,864,006

損益計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,880,102
売上原価		8,863,422
売上総利益		8,016,680
販売費及び一般管理費		4,567,029
営業利益		3,449,650
営業外収益		
受取利息	28,809	
為替差益	24,152	
その他	7,342	60,304
営業外費用		
支払利息	358	
投資事業組合運用損	14,054	
その他	1,417	15,830
経常利益		3,494,124
特別利益		
固定資産売却益	550	550
特別損失		
固定資産除却損	2,231	2,231
税引前当期純利益		3,492,443
法人税、住民税及び事業税	1,341,320	
法人税等調整額	△302,428	1,038,891
当期純利益		2,453,551

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,449	449	3,707,148	3,707,597
当期変動額				
新株の発行（新株 予約権の行使）	90,390	90,390	—	90,390
当期純利益	—	—	—	—
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	90,390	90,390	—	90,390
当期末残高	190,840	90,840	3,707,148	3,797,988

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金						
当期首残高	6,783,807	6,783,807	10,591,854	△4,943	△4,943	7,520	10,594,430
当期変動額							
新株の発行（新株 予約権の行使）	—	—	180,781	—	—	—	180,781
当期純利益	2,453,551	2,453,551	2,453,551	—	—	—	2,453,551
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	—	—	—	10,884	10,884	△1,160	9,724
当期変動額合計	2,453,551	2,453,551	2,634,333	10,884	10,884	△1,160	2,644,058
当期末残高	9,237,359	9,237,359	13,226,188	5,941	5,941	6,360	13,238,489

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

①商品

移動平均法による原価法を採用しております。

②貯蔵品

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物については、定額法を採用しております。その他の有形固定資産については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
工具、器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア（自社利用）	5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は4年であります。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) ユーザー還元引当金 …………… 「レシチャレ」等のアプリのユーザーに付与したコインのうち、将来のコイン交換により発生する費用負担に備え、当事業年度末における将来使用見込額を、ユーザー還元引当金として計上しております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんは7年間で均等償却しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主要なサービスにおける収益認識の会計方針は、以下のとおりであります。

[メディア]

(1) アドネットワーク広告

アドネットワーク広告に係る収益は、アドネットワーク事業者を顧客とする広告取引であります。当社は、アドネットワーク事業者が指定する広告を当社ウェブサイト等で配信する義務を負っております。

当該履行義務は、顧客との契約に基づき配信を通じて充足されるものであり、配信した広告数等に応じて収益を認識しております。

(2) 有料課金

有料課金に係る収益は、『Kurashiru (クラシル)』アプリにおいてプレミアムサービスを提供する義務を負っております。

当該履行義務はプレミアムサービスの提供期間にわたって充足されるものであり、サービス提供期間に応じて収益を認識しております。

(3) タイアップ広告

タイアップ広告は、主に広告主とタイアップした商品を掲載するものであり、これに係る収益は、『Kurashiru (クラシル)』アプリにおいてレシピ動画の配信もしくは『TRILL (トリル)』サイトにおいて記事コンテンツの広告配信を行う義務を負っております。

当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるものであり、広告の配信期間に応じて収益を認識しております。

(4) 掲載

掲載に係る収益は、コンテンツ (チラシ) の出稿主からの申込内容を当社の仕様によりインターネットを経由して『レシチャレ』アプリにおいて配信する義務を負っております。

当該履行義務はコンテンツ (チラシ) の配信期間にわたって履行義務が充足されるものであり、コンテンツの配信期間に応じて収益を認識しております。

[購買]

(1) アフィリエイト

アフィリエイトに係る収益は、広告代理店のシステムを通して指定された広告主の広告(=リンク)を設置し購買を促進する広告配信を行う義務を負っております。

広告の配信期間に応じて履行義務が充足されるものであり、広告の配信期間にわたって広告条件を達成した実績数に応じて収益を認識しております。

(2) レシチャレ

レシチャレに係る収益は、依頼主から指定された商品を「レシチャレ」アプリにおいて配信し、購入レシートをアップロードしたユーザーへポイントを付与することで、依頼主に販売促進サービスを提供する義務を負っております。

当該履行義務はサービス提供期間に応じて充足されるものであり、商品の配信期間にわたって条件を達成した実績数に応じて収益を認識しております。

[その他]

(1) ライブ配信

ライブ配信に係る収益は、ライブ配信者のマネジメント業務サービス及びライブ配信プラットフォーム上での配信者によるライブ配信を行う義務を負っております。

配信者による配信が完了した時点で履行義務が充足されるものであり、プラットフォームと合意した所定の分配率で計算されるプラットフォームからの分配額を収益と認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建ての金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として認識しております。また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました「貯蔵品」(前事業年度5,062千円)は、商品が新たに発生し貯蔵品とあわせて棚卸資産として一括管理することとなったため、当事業年度より「棚卸資産」に含めて表示しております。

また、「前渡金」(前事業年度1,954千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「ポイント収入額」(前事業年度2,290千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. のれんの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (千円)
のれん	513,917

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)1. のれんの評価」に記載した内容と同一であります。

2. ユーザー還元引当金の計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,259,881 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)2. ユーザー還元引当金の計上」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 184,750 千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 185,656 千円

短期金銭債務 44,742 //

3. 棚卸資産の内訳

商品	1,002 千円
貯蔵品	3,801 //

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	820,520 千円
売上原価	12,888 //
販売費及び一般管理費	9,642 //
営業取引以外の取引高	253 //

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	632,002 千円
ユーザー還元引当金	397,114 //
賞与引当金	37,022 //
敷金償却否認	28,877 //
貸倒引当金	6,277 //
その他	63,485 //
繰延税金資産小計	<u>1,164,779 千円</u>
評価性引当額	<u>- //</u>
繰延税金資産合計	<u>1,164,779 千円</u>

繰延税金負債

有価証券評価差額金	<u>△2,734 千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△2,734 千円</u>
繰延税金資産純額	<u>1,162,045 千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	LINEヤ フー株 式会社	東京都 千代田 区	252,134	インタ ーネッ ト広告 事業等	被所有 直接 39.10 間接 15.44	アドネッ トワーク 広告の 提供	アドネッ トワーク 売上	913,250	売掛金	178,779

(注) 取引条件は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	310円48銭
(2) 1株当たり当期純利益	58円49銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

クラシル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 広 瀬 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 谷 大 二 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クラシル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クラシル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

クラシル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 広 瀬 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 谷 大 二 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クラシル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

クラシル株式会社 監査役会

社外監査役（常勤） 宗 司 ゆかり

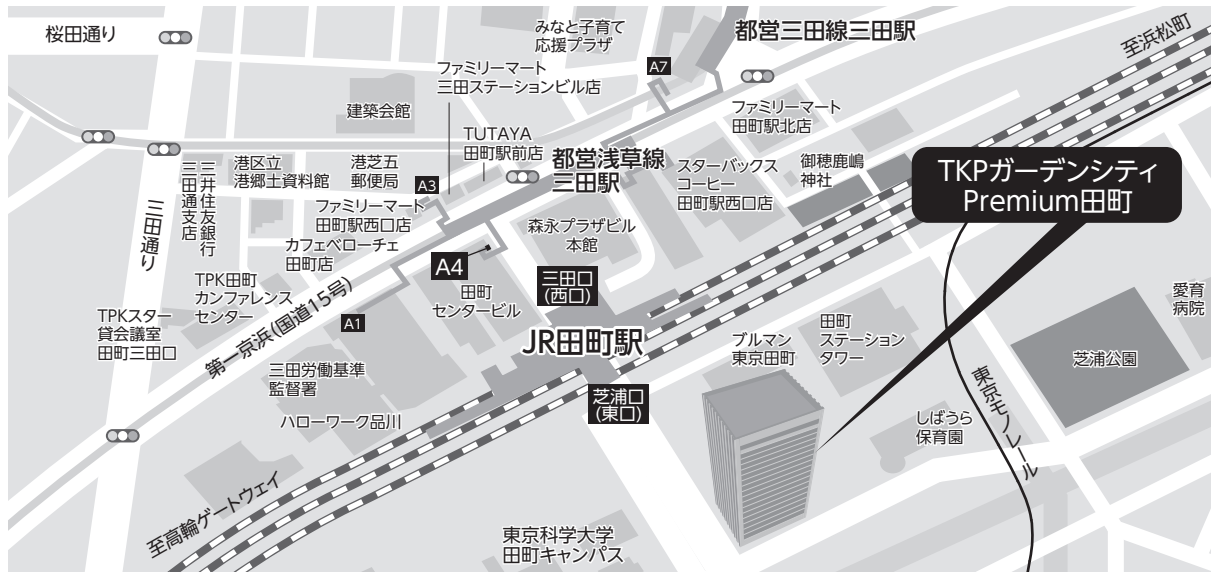
社外監査役 結 城 大輔

社外監査役 福 島 史之

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msbTamachi田町ステーションタワーS4階 TKPガーデンシティPREMIUM田町



●最寄駅

「田町駅」 芝浦口 (東口) 徒歩1分 (山手線・京浜東北線)

「三田駅」 A4出口 徒歩3分 (三田線・浅草線)

車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。

ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。

